

第 5 7 回国連婦人の地位委員会 (CSW) 報告

国連婦人の地位委員会日本代表(十文字学園女子大学副学長・教授)
橋本ヒロ子

・ 概要

1 . 開催期間・場所：2013 年 3 月 4 日～3 月 15 日 (於：NY 国連本部)

開会式が行われた 4 日の午前のセッションは、NGO のために、総会会議場で開催された。それ以外は主に NLB(North Lawn Building)第 2 会議場で開催。議長はリベリアの国連代表カマラ大使(女性)で発言時間には極めて厳正に対応

2 . テーマ

優先テーマ：「女性及び女兒に対する暴力の撤廃及び防止」を優先テーマのもとに「女性及び女兒に対する暴力の撤廃及び防止」及び「女性及び女兒に対するあらゆる種類の暴力に関する多分野による施策及び対応」をテーマにパネルが開催された。

レビューテーマ：「第 53 回 CSW テーマ「HIV / AIDS 分野における支援を含んだ女性及び男性間の平等な責任配分」の実施状況の評価」

新たに出てきたテーマ「2014 年度 CSW に向けた準備会合：女性及び女兒に対する MDGs 実施における課題及び成果」

一般討論の各国演説では北京行動綱領と 23 回特別総会成果文書の実施状況評価も行われた。

3 . プログラム

一般討論、ハイレベル円卓会合、専門家パネル、通報作業部会、合意結論・決議の採択。

国際女性デーの記念式典が、第 2 会議室で 3 月 8 日午前中に開催された。事務総長、フランス国連大使が演説。バチレ事務局長がモデレータでパネルフォーラム。高齢女性、HIV・AIDS ポジティブ女性、移民女性、先住民女性が暴力の対象になりやすい。

合意結論については、非公式協議を第 1 週の木曜日(7 日)から夜中まで検討し、2 週目の金曜日 15 日の 19 時 30 分ごろに合意した。

1) 一般討論

EU、アフリカグループなど地域共同体に次いで、約 90 名の大員級代表の statement、日本は、3 月 7 日木曜日の午前中の 11 時過ぎに政府代表としては最後に、丁度 5 分で行った。その後、国際機関、一部の NGO (国際 NGO)、2 週目の 3 月 11 日月曜日に遅く参加された大員等の演説があり、6 時まで続いた。

各国の報告内容は、女性や女兒に対する暴力対策として DV 防止法の制定・施行、関連省庁の連携による国内行動計画の策定と実施、24 時間の電話相談、女性警察官の配置、警察・司法関係者の研修、民間シェルターへの財政的支援、ワンストップセンターなどの設置などである。ヨーロッパの国では、FGM に言及した演説も多かった。特に暴力の被害に遭いやすい女性・女兒として障害者、高齢者、先住民、移住労働者、女性の人権擁護者なども挙げられた。

Council of Europe の Convention on Preventing and Combating Violence Against Women and Domestic Violence について署名・批准の報告もあった。日本は同条約批准が可能な域外メンバーである(ほかの域外メンバーはアメリカ、カナダ、メキシコ、バチカンであるが、いずれも批准していない)

韓国の statement が「慰安婦」に言及していたため、日本は山崎大使が答弁権を行使

2) 優先テーマに関するハイレベル円卓会合

2 つのグループに分かれて開催。日本代表団は B グループ、議長は CSW 副議長の Mr. Carlos Garcia Gonzalez 氏

若い世代の意識啓発が重要であるという観点から内閣府男女共同参画局が自治体などの協力を得て実施しているデート DV 防止に関する活動、並びにデータ収集の重要性から参画局が 3 年に 1 回

実施している女性に対する暴力実態調査について、特に 23 年度調査はデート DV についても質問していることについて発言した。

3) 対話型専門家パネル

(1)優先テーマ「女性及び女兒に対する暴力の撤廃及び防止」を優先テーマのもとに「女性及び女兒に対する暴力の撤廃及び防止」及び「女性及び女兒に対するあらゆる種類の暴力に関する多分野による施策及び対応」をテーマにパネルが 2 回開催された。

女性及び女兒に対する暴力の撤廃及び防止

女性及び女兒に対するあらゆる種類の暴力に関する多分野による施策及び対応

(2)レビューテーマ「第 53 回 CSW テーマ『HIV/AIDS 分野における支援を含んだ女性及び男性間の平等な責任配分』の実施状況の評価」

4. サイドイベント

今年初めて、国連代表部と日本の 3 NGO 団体共催のサイドイベントを実施。山崎大使と NGO 代表、JAWW 田中代表からのあいさつに続いて、NGO からの「デート DV の調査報告(大学女性協会)」、JICA がメコン地域で実施している「人身取引予防と被害者支援事業」、前国際 BPW 代表の報告に加えて、内閣府男女共同参画局別府審議官による東日本大震災後の女性相談事業について報告があった。

参加者は 100 名を超えて盛況、内容的にも好評

さらに、西田国連代表部首席大使によりサイドイベントの共催を記念してレセプションも開催していただき、カマラ議長、リベリアの女性大臣、各国の大使、日本のサイドイベント関係者 100 名が参加

5. 日本からの日本政府代表団員 16 名

代表(1) 外務省(2)、内閣府(4)、厚生労働省(3)、文部科学省(1)、JICA(2)、国立女性教育会館(2)、NGO 代表(1)

採択文書

1. 合意結論

2月8日の案ではサブパラを入れると50パラであったが、最終版は104パラグラフ。文書番号が入った合意結論の最初にはDraft agreed conclusions submitted by the Chair of the Commission, Ms. Marjon V. Kamara (Liberia), on the basis of informal consultationsと書かれている。

議論になった用語例

これまで CSW の議論では反対が多かったリプロダクティブ・ライツは「ICPD 行動計画、北京行動綱領に従って」という文脈で 2 か所(全文部分 22 と行動部分 nn)入った。

B Addressing structural and underlying causes and risk factors so as to prevent violence against women and girls

(nn) Promote and protect the human rights of all women including their right to have control over and decide freely and responsibly on matters related to their sexuality, including sexual and reproductive health, free of coercion, discrimination and violence; and adopt and accelerate the implementation of laws, policies and programmes which protect and enable the enjoyment of all human rights and fundamental freedoms, including their reproductive rights in accordance with the Programme of Action of the International Conference on Population and Development, the Beijing Platform for Action and their review outcomes;

親密なパートナー(intimate partner)という用語は削除された

親密な関係には同性間も入ること、多くの開発途上国では未婚の親密な男女関係ということは社会規範に反することなどから反対が多く入らなかった。しかし、国連統計部の女性に対する暴力調査では、親密なパートナーから暴力を受けているかという質問があり報告書も準備中。

性教育

(kk) Develop and implement educational programmes and teaching materials, including comprehensive evidence-based education for human sexuality,

外国統治下に住む女性

(p)...the full realization of the rights of women and girls living under foreign occupation

女性の人権擁護者の保護

(z) Support and protect those who are committed to eliminating violence against women, including women human rights defenders in this regard, who face particular risks of violence;

The family か families their families

子ども婚、早婚、強制婚 (child, early and forced marriage)

child marriage という用語自体がおかしいという国、また child marriage という表現があれば early marriage という表現は不要だと反対する国があったが、この表現が残った。児童の権利条約など国際的な取り決めでは、子どもは 18 歳未満と定めている中で、日本の民法 731 条は、女性の婚姻可能年齢を 16 歳と定め、child marriage を認めていることになる。

global standard か national sovereignty(国家主権)か

ポスト 2015 へのインプット

最終パラグラフ 35 では、女性や女性に対する暴力廃絶は、MDGs を含め国際的な合意文書の実施に不可欠であり、貧困撲滅、平和構築、人権、保健、ジェンダー平等、持続可能な発展、などの優先事項である。ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントはポスト 2015 の開発アジェンダの策定の優先事項として検討が必要。

それほど議論にはならなかったが、パラ 28、pp をはじめ、女性や女性に対するあらゆる暴力廃絶のために男性と男児の役割の重要性について認識し、彼らをサポートし、教育・奨励することを強調している。ジェンダーギャップの大きい日本は、学校教育などに取り入れる必要がある。

(pp) Engage, educate, encourage and support men and boys to take responsibility for their behaviour, to ensure that men and adolescent boys take responsibility for their sexual and reproductive behaviour, and to refrain from all forms of discrimination and violence against women and girls; develop, invest in, and implement policies, strategies and programmes, including comprehensive education programmes to increase their understanding of the harmful effects of violence and how it undermines gender equality and human dignity, promote respectful relationships, provide positive role models for gender equality and to encourage men and boys to take an active part and become strategic partners and allies in the prevention and elimination of all forms of discrimination and violence against women and girls;

2. 決議 (2 本)

2015 年以降の国連女性の地位委員会の議事など進め方 (日本は賛成)

パレスティナ女性の状況と支援 (日本は棄権し、棄権理由について説明。)

3. 通報作業部会報告 具体的な内容や国名については触れずに全体の傾向が報告された。昨年に比べ通報件数は増えているが、広報をもっとすべきではないかという意見が出された。通報については、UN Women のサイトに広報している。

・ 今期 CSW の特色

1. 合意結論について国グループ、各国から様々な意見が出て極めて難航し、1 週目からの非公式協議が夜まで続いたが、合意結論が会期の最終日に合意できたこと。留保を述べる国も続いたが、女性や女性に対する暴力で合意できたことは議長団および事務局の功績、参加国の協力が大きく、評価すべきである。

2. サイドイベントを日本政府代表部と NGO で共催し好評で日本のプレゼンスを示したこと。

3. 日本代表のステートメントに、UN Womenが管理する「女性に対する暴力廃絶国連信託基金」への拠出並びに安保理決議1325国内行動計画の策定を前向きに検討という文言が入ったこと。

. その他

1. NGO ブリーフィング 3月7日、3月14日の18時30分から1時間30分(14日は1時間)国連代表部で開催。7日は約39名、14日は7名の参加者。

2. 来年度の第58回CSW(2014年3月)に向けて、

優先テーマ:「女性と女兒のためのミレニアム開発目標の実施における課題と成果」

評価テーマ:「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの推進を含めた教育と訓練、科学と技術への女性と女兒のアクセスと参画」

今後の議論のための優先テーマ:

国内的にはMDGsはODAの領域であるという認識が強いようであるが、MDGsの第3目標はジェンダー平等と女性のエンパワーメントである。日本は世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数でも示されるように、ジェンダー平等が進んでいない。教育の領域でも理工系が少ない。母子手帳や乳幼児の定期検診などは妊産婦死亡率や乳児死亡率を低くしている要因でもある。これらの経験も報告できるのではないかと思われる。

3. 政府代表団について

全体的に困難な合意結論をまとめるため会議場に、2週目が中心であるが代表団として皆が参加して代表団としてまとまっておりました。今年は阿部課長もご出席いただいた。

本主要テーマに関して中心的な政策を実施し活動をしておられる法務省、警察からの参加がなかったことが大変残念であった。

4. オーストラリア 女性と少女のグローバル大使 Ms Penny William 氏との会合(3月7日16:30-17:15)

William氏は外交官で、2011年にこのポストに任命された。国際協力関係に女性や少女の視点を入れることが目的。1325は担当ではなく人権委員会の女性に対する暴力防止コミッショナーがCSWに参加しているので、彼女に連絡する。(その後、オーストラリア軍を対象に行ったセクハラ調査結果 Review into the treatment of women in the Australian Defence Force, Phase 2 report 2012を送っていただいた)

5. メディアの取材と報道

CSWの討議内容や1325について、NHKおよび共同通信から取材を受けた。NHKの17日夜10時のニュースでCSW57について報道があり、日経新聞で共同配信の記事があった。ほかの新聞記事では、「慰安婦」に関する日韓のやり取りのみ取り上げられていた。女性・女兒に対する暴力防止や撤廃は日本でも重大なことであり、さらにCSWで議論され、紹介されたように海外には極めて悲惨なケースもあること、それに対して各国政府やNGOが取り組んでいることを日本国内に報道すべきではないかと思われる。

6. UN Women 事務局長の退任あいさつ

閉会におけるパチエレ UN Women 事務局長の退任あいさつは、予測されてはいたものの衝撃的であった。

7. 第58回期CSW

優先テーマ:「女性及び女兒に対するMDGs実施における課題及び成果」

日程:2014年3月

本報告書はあくまで橋本本人の見解を述べたものであり、政府の見解ではない。